

平成30年10月診療分から



藤枝市こども医療費助成 対象を18歳まで拡大します

助成対象年齢

平成30年9月30日診療分まで

15歳

(満15歳到達後の最初の3月31日まで)

平成30年10月1日診療分から

18歳

(満18歳到達後の最初の3月31日まで)

※こども自身が結婚している場合や、生活保護受給世帯、重度障害者(児)医療費助成等の対象となっている場合は対象になりません。

自己負担額

※保険適用の医療費のみ対象です。

入院	調剤	無料(ただし食事療養費は対象外)
通院(医科・歯科)		500円/回(月4回まで)※500円未満の場合はその額
調剤		無料

助成を受ける方法

医療機関窓口で健康保険証と一緒に「こども医療費受給者証」を提示してください。(こども医療費受給者証交付申請が必要になります。)

※受給者証の交付申請をしない場合であっても、10月1日以降の診療分であれば、払い戻し申請をすることにより、助成が受けられます。

※静岡県外の医療機関を受診したとき等は、医療機関窓口で受給者証を使用できないため、藤枝市役所子ども家庭課又は岡部支所で払い戻し(償還払い)申請をしてください。

※独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費は助成の対象になりません。

詳しくは下記までお問い合わせください。

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市役所 子ども家庭課 子ども支援給付係
電話:054-643-3241(直通)